

『札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例』及び  
『札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則』の  
一部改正（素案）について、皆様からのご意見を募集します。



～パブリックコメントの実施～

募 集 期 間	
令和5年（2023年）10月30日（月）から 令和5年（2023年）11月28日（火）まで 【必着】	30日間

札幌市では、都心部や駅周辺において、路上に放置された自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）により、歩行環境や景観が悪化するなど課題が顕著なため、平成14年（2002年）に『札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例』（以下「条例」という。）を制定し、自転車等の大量の駐輪需要を生じさせる一定規模以上の施設を新築・増築する際に、駐輪場の設置を義務付けています。

この条例の制定から20年が経過しており、現状の駐輪実態を把握する必要があるため、公共駐輪場や民間施設内にある駐輪場の実態調査を行ったところ、自転車等の利用目的や駐輪需要が変化しているなど、様々な課題があることを確認しました。

このことを踏まえ、条例及び『札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則』（以下「施行規則」という。）を見直すこととし、改正に係る素案をまとめましたので、この素案に対する皆様からのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮した上で条例案を策定し、令和6年第1回定例市議会に上程いたします。

なお、お寄せいただいたご意見に対する札幌市の考え方については、令和6年2月頃に公表する予定です。

資料の配布場所
以下の場所で、資料の配布を行っています。
●札幌市役所本庁舎 6階 建設局総務部 自転車対策担当課 2階 都市局建築指導部 建築安全推進課 市政刊行物コーナー
●各区役所 市民部 総務企画課（広聴係）

令和5年（2023年）10月  
札幌市

## <ご意見募集要領>

### 1 ご意見募集期間

令和5年(2023年)10月30日(月)から同年11月28日(火)まで【必着】

### 2 ご意見の提出方法

#### (1) 郵送又はファクスの場合

本資料末尾に添付の「ご意見用紙」に記載し、建設局総務部自転車対策担当課(下記「4 お問い合わせ先」を参照)あて送付してください。

#### (2) 電子メールの場合

本条例等の改正案に対するご意見であることが分かるように、メールタイトルや本文などに「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例等の一部改正(素案)について」と明記の上、下記のメールアドレスに送付してください。

・メールアドレス：[jitensha@city.sapporo.jp](mailto:jitensha@city.sapporo.jp)

#### (3) 札幌市ホームページの「ご意見募集フォーム」から送信する場合

札幌市ホームページからアクセスしてください。

・URL：<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/jitensha/fuchigimu.html>

#### (4) 直接ご持参いただく場合

本資料末尾に添付の「ご意見用紙」に記載し、建設局総務部自転車対策担当課(下記「4 お問い合わせ先」を参照)までお持ちください。

※電話・口頭によるご意見は、受け付けておりません。

※ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、ご年齢(年代)をご記入ください。  
(ご意見の概要を公表する際には、お名前とご住所は公表いたしません。)

※ご意見に対する札幌市の考え方を公表するにあたり、類似するご意見をまとめた上で回答いたします。そのため、個々のご意見に対しての回答内容にならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 3 条例及び施行規則の一部改正(素案)に関する資料の配布・公表場所

- 札幌市役所本庁舎 6階 建設局総務部 自転車対策担当課  
2階 都市局建築指導部 建築安全推進課  
市政刊行物コーナー

- 各区役所 市民部 総務企画課(広聴係)

- 札幌市ホームページ

「暮らし・手続き」>「交通」>自転車>「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例等の一部改正(素案)に係るパブリックコメントの実施」

・札幌市ホームページ

URL：<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/jitensha/fuchigimu.html>

### 4 お問い合わせ先

札幌市建設局総務部自転車対策担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎6階

電話：011-211-2456 ファクス：011-218-5134

メールアドレス：[jitensha@city.sapporo.jp](mailto:jitensha@city.sapporo.jp)

## 「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例」及び「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則」の一部改正（素案）について



令和5年(2023年)10月

札幌市建設局総務部自転車対策担当課

本書については、右のQRコード（又は札幌市ホームページ）からも、ご確認いただけます。

また、調査結果に係る参考資料を、札幌市ホームページに掲載しておりますが、インターネットをご利用する環境にない方は、ご希望により郵送等を行います。（下記担当課までご連絡をお願いします。）

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

●札幌市ホームページ

URL：<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/jitensha/fuchigimu.html>

●参考資料の郵送等を希望される方：建設局総務部自転車対策担当課 011-211-2456



# 1 現行条例の概要

## ●条例の目的

- ・「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第5条第4項の規定に基づき、平成14年4月1日に施行された本条例は、下表1の指定区域内において大量の駐輪需要を生じさせる一定規模以上の施設の新築及び増築に際して、駐輪場の設置を義務付けることにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

## ●対象施設用途と設置義務台数

- ・下表1のとおり、「小売店舗」、「銀行等」、「遊技場等（ぱちんこ屋を除く。）」、「ぱちんこ屋」に該当する施設が対象となり、指定区域及び施設用途ごとに駐輪場の設置義務台数を算定する基礎となる面積（以下「原単位」という。）が定められています。
- ・施設用途ごとに店舗面積を原単位で除して得た数値の合計値が20以上の場合、駐輪場を設置する必要があります。

## ●駐輪場の設置場所

- ・①施設内、②施設の敷地内、③施設の敷地外であって、当該敷地に到達するために歩行する距離（以下「隔地距離」という。）がおおむね50m以内の場所のうち、いずれかの場所に設置しなければなりません。

表1 施設用途ごとの原単位

施設用途 指定区域	小売店舗	銀行等	遊技場等 (ぱちんこ屋を除く)	ぱちんこ屋
駐車場整備地区※1	店舗面積 145 m <sup>2</sup> につき 1 台	店舗面積 70 m <sup>2</sup> につき 1 台	店舗面積 140 m <sup>2</sup> につき 1 台	店舗面積 30 m <sup>2</sup> につき 1 台
上記以外の 商業地域・ 近隣商業地域※2	店舗面積 45 m <sup>2</sup> につき 1 台	—		

※1 駐車場整備地区

駐車場法第3条第1項の規定に基づき、「自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域」として都市計画決定された地域。

※2 商業地域・近隣商業地域

都市計画法第8条第1項第1号の規定に基づき、「商業その他の業務の利便を増進するため定める地域」として都市計画決定された地域。

- ・「駐車場整備地区」、「商業地域・近隣商業地域」（用途地域）については、札幌市地図情報サービスでご確認いただけます。

URL : [https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web\\_gis/web\\_gis.html](https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html)

(参考) 指定区域

< 駐車場整備地区 >

下図のとおり、市道北9条線以南、菊水旭山公園通(南9条)以北、石山通(西11丁目)以東、東3丁目通以西に囲まれた区域。



図1 駐車場整備地区の区域

< 商業地域・近隣商業地域 >

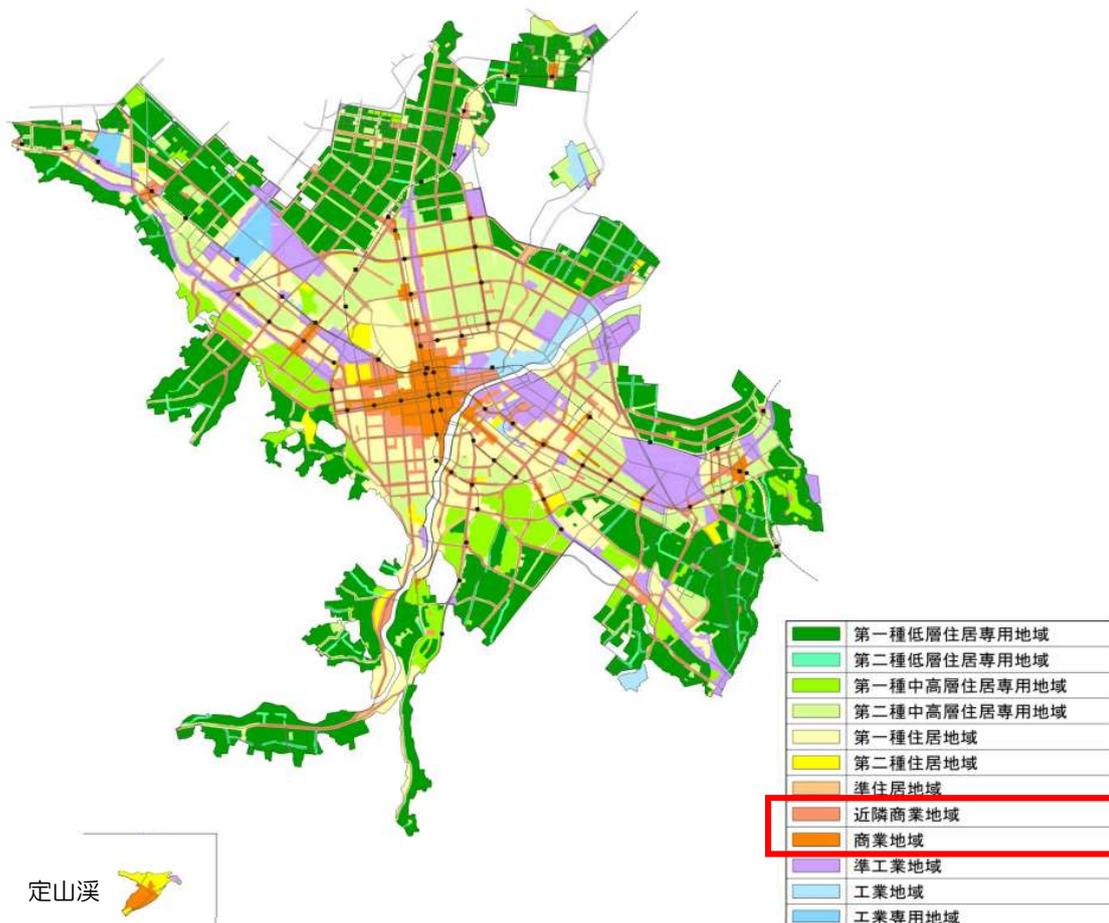


図2 札幌市の用途地域

## 2 札幌市の駐輪実態と課題

### ● 路上の放置自転車等の状況

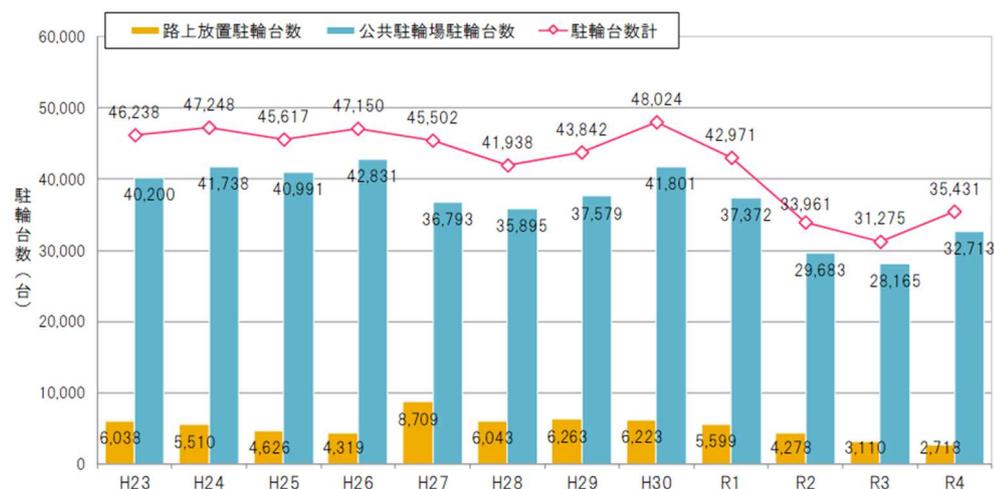
- これまで、札幌市では路上に放置された自転車等による歩行環境や景観の悪化などの課題があることから、公共駐輪場の整備と併せて、自転車等放置禁止区域の拡大等により、放置自転車対策を重点的に進めてきました。
- 下図3の自転車利用実態調査（毎年調査）の結果において、上記対策により路上放置駐輪台数は減少傾向となっているものの、依然として残存しています。[駐車場整備地区（上段）：2,600台程度、それ以外の商業地域・近隣商業地域の駅周辺（下段）：2,700台程度（令和4年）]

#### < 駐車場整備地区内の駅周辺 >



- 対象エリア：地下鉄さっぽろ駅及び JR 札幌駅周辺、地下鉄大通駅・すすきの駅・豊水すすきの駅・バスセンター前駅の周辺

#### < 駐車場整備地区以外の商業・近隣商業地域の駅周辺 >



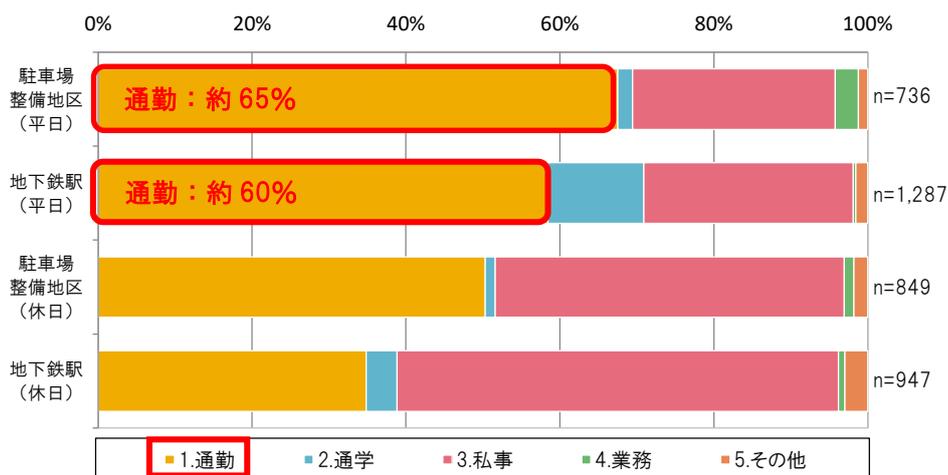
- 対象エリア：駐車場整備地区以外の商業地域・近隣商業地域に位置する地下鉄駅及び JR 駅の周辺
- 対象駅：地下鉄南北線各駅（さっぽろ・大通・すすきの・真駒内以外）・東西線各駅（大通・バスセンター前以外）・東豊線各駅（さっぽろ・大通・豊水すすきの以外）、JR ほしみ駅・星置駅・手稲駅・発寒駅・発寒中央駅・琴似駅・桑園駅・苗穂駅・白石駅・厚別駅・森林公園駅・八軒駅・新川駅・新琴似駅・篠路駅・拓北駅・あいの里教育大駅・あいの里公園駅

図3 路上・公共駐輪場の駐輪台数の推移（指定区域別）

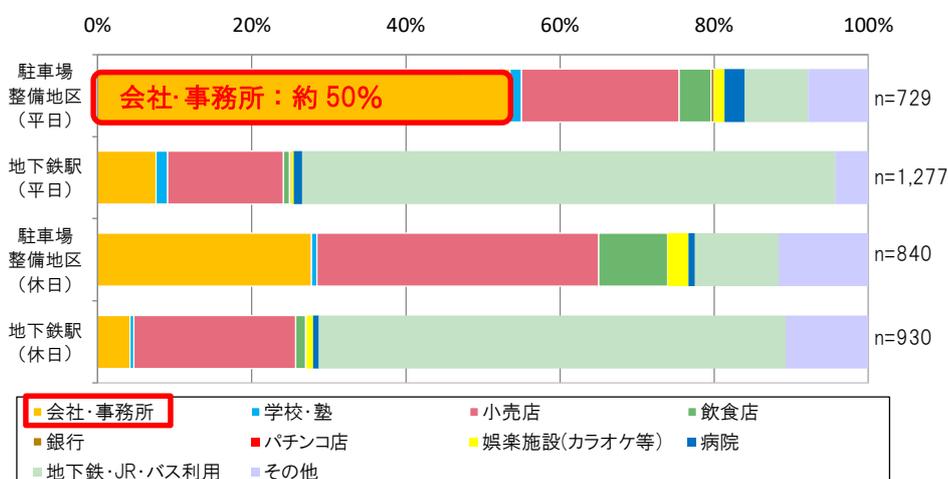
●路上及び公共駐輪場等の実態調査

- ・現状の自転車等の利用実態を把握するため、指定区域内に自転車等を駐輪する方を対象としたアンケート調査を実施しました。
- ・駐輪目的（上段）に注目すると、「通勤」による駐輪が非常に多く、平日の駐車場整備地区は約 65%、平日の地下鉄駅※は約 60%を占めています。
- ・駐輪後の目的施設の用途（下段）に注目すると、平日の駐車場整備地区では「会社・事務所」が約 50%を占めています。

<駐輪目的>



<駐輪後の目的施設の用途>



※地下鉄駅：自転車等の乗入台数に対して、特に公共駐輪場の容量が不足している下記 14 駅

- ・地下鉄南北線：麻生、北 18 条、中島公園、平岸、澄川
- ・地下鉄東西線：宮の沢、円山公園、西 18 丁目、西 11 丁目、東札幌、南郷 13 丁目
- ・地下鉄東豊線：元町、東区役所前、福住

図 4 路上・公共駐輪場等の利用者アンケート調査結果（令和 3 年度調査）

●駐輪場の設置等に関する主な課題等（まとめ）

実態調査の結果等を踏まえ、駐輪場の設置等に関する主な課題等は以下のとおりです。

- ア 駐輪目的に注目すると、平日・休日ともに「通勤」が多く、条例制定時から駐輪実態が変化しています。
- イ 現行条例では、「事務所」及び「飲食店」は対象外であるため、施設内又は敷地内に駐輪場が設置されていないことが多く、公共駐輪場を利用しています。
- ウ 公共駐輪場では、通勤目的の利用者が多いことから、長時間駐輪の傾向があり、場所によっては常に混雑した状況になっています。
- エ 土地利用等の状況から、施設内又は敷地内に駐輪場を設置することが困難となる場合があります。
- オ まちづくりとの連携を考慮して、実態調査等に基づいた「条例等の改正」と「条例等の効果的運用を図るための取り組み」を合わせて実施することが必要です。

### 3 実態に即した駐輪場の整備による『まちづくりの効果』

駐輪実態に即した駐輪場の整備が促進され、路上の放置自転車等が減少することは、歩行環境や景観の改善に貢献でき、ひいては「歩きたくなるまち」や「まちの質の向上」の実現に繋がります。

※自転車施策関連のキーワードを抽出

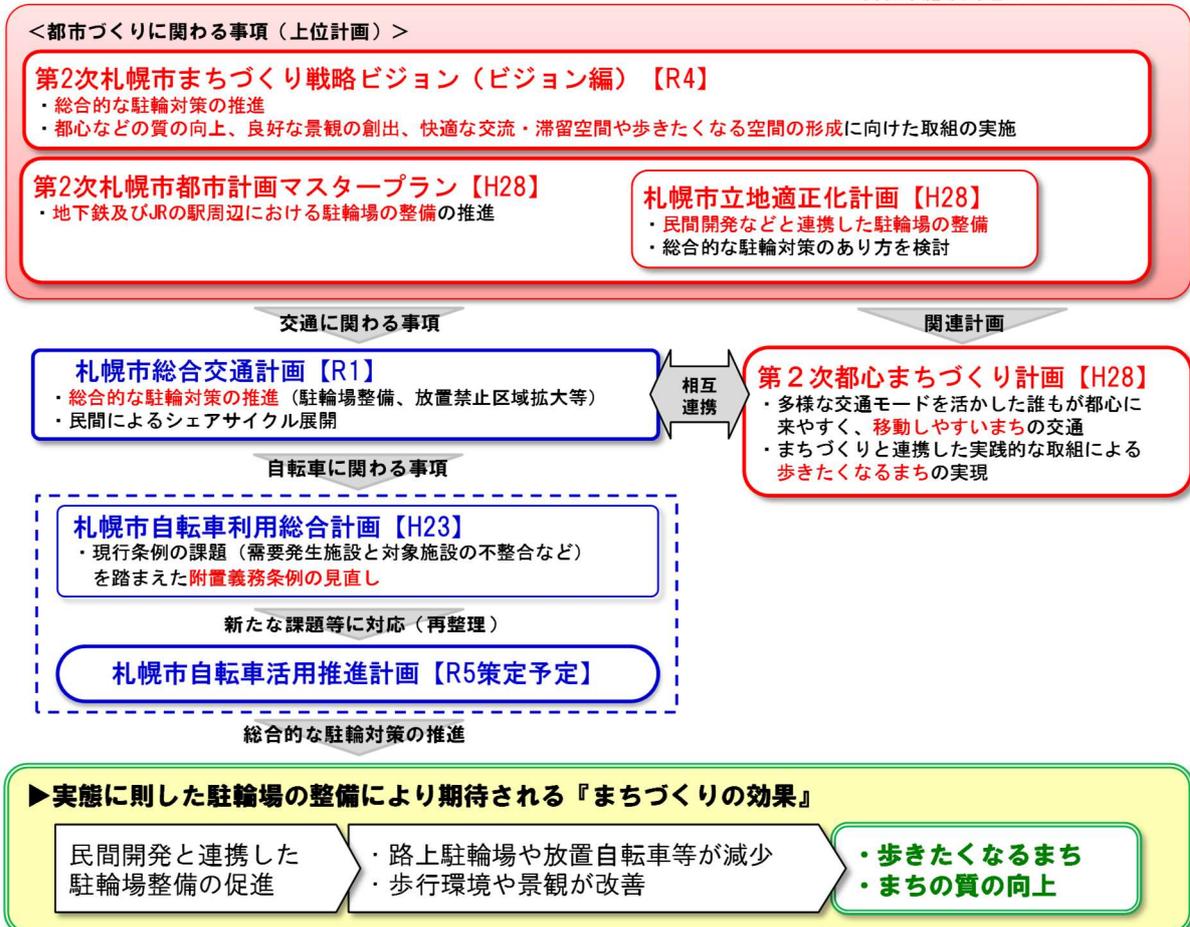


図5 実態に即した駐輪場の整備により期待される『まちづくりの効果』

## 4 条例及び施行規則の改正内容

駐輪場の設置等に関する課題やまちづくりの効果等を踏まえ、条例等の改正に係るポイントは以下のとおりです。

### 《条例等の改正に係る4つのポイント》

- (1) 設置義務台数の適正化
- (2) 隔地距離の緩和
- (3) 駐輪場の位置や利用方法等の表示に係る規定の新設
- (4) 条例等の効果的運用を図るための取り組み（特例措置等）

#### (1) 設置義務台数の適正化

- ・ 路上及び公共駐輪場等の実態調査（令和3年度調査）や民間施設に設置されている駐輪場の実態調査（令和4年度調査）の結果を踏まえて、下表2のとおり設置義務の対象となる施設用途に「事務所」及び「飲食店」を追加するとともに、現行条例で定める原単位を実態に則して見直すことにより、設置義務台数の適正化を図ります。

表2 施設用途ごとの原単位（改正案）

指定区域	条例	施設用途			
		小売店舗 及び飲食店※ <sup>1</sup>	事務所 及び銀行等※ <sup>2</sup>	遊技場等 (ばちんこ屋を除く)	ばちんこ屋
駐車場整備 地区	現行	小売店舗 店舗面積 145㎡ につき1台	銀行等 店舗面積 70㎡ につき1台	店舗面積 140㎡ につき1台	店舗面積 30㎡ につき1台
	改正後	小売店舗 及び飲食店 店舗面積 <b>210㎡</b> につき1台	事務所 及び銀行等 店舗等面積 <b>250㎡</b> につき1台	店舗面積 <b>170㎡</b> につき1台	店舗面積 <b>60㎡</b> につき1台
上記以外の 商業地域・ 近隣商業地域	現行	小売店舗 店舗面積 45㎡ につき1台	(対象外)	店舗面積 140㎡ につき1台	店舗面積 30㎡ につき1台
	改正後	小売店舗 及び飲食店 店舗面積 <b>160㎡</b> につき1台	事務所 及び銀行等 店舗等面積 <b>190㎡</b> につき1台	店舗面積 <b>170㎡</b> につき1台	店舗面積 <b>60㎡</b> につき1台

※1 「小売店舗及び飲食店」について

大型商業施設等において、小売店舗及び飲食店は併設しているケースが多く、駐輪目的も両方の施設用途の利用を兼ねる場合が多いことが想定されるため、同一の原単位を設定。

・「飲食店（追加）」の店舗面積に係る算出方法

客室（客席ホール及び個室）、客室間の通路、厨房、配膳室、待合室、ロビーその他これらに類するものを合計した床面積。

※2 「事務所及び銀行等」について

銀行等については、来客者による駐輪需要が少なく、勤務する従業員等による利用が中心であると想定されるため、事務所と銀行等は同様の性質を有する施設用途として、同一の原単位を設定。

・「事務所（追加）及び銀行等」の店舗等面積に係る算出方法

一般事務室、個室、会議室、集会室、図書・資料室、シュレッダー室、印刷室、電話交換室、営業室、ロビー、応接室、ショーウィンドーその他これらに類するものを合計した床面積。

## (2) 隔地距離の緩和

- 施設の敷地外に駐輪場を確保しやすくするため、周辺の土地利用の状況から特別な理由によりやむを得ないと市長が認める場合には、下表 3 のとおり駐輪場の隔地距離を緩和します。
- 「特別な理由によりやむを得ないと市長が認める場合」とは、おおむね 50m 以内である場所に駐輪場を設置することが困難であるやむを得ない理由があり、利用者への適切な案内や周知を徹底するなど、管理・運営上支障がないと認められる場合を想定しています。

表 3 駐輪場の隔地距離（改正案）

	原則	市長が認める場合	
駐輪場の隔地距離※	おおむね 50m	駐車場整備地区	おおむね <b>250m</b>
		上記以外の 商業地域・近隣商業地域	おおむね <b>100m</b>

※駐輪場の隔地距離：駐輪場から施設の敷地に到達するために歩行する距離

## (3) 駐輪場の位置や利用方法等の表示に係る規定の新設

- 施設の来訪者へ駐輪場の位置や利用方法等を適切に案内・周知するため、施設の所有者及び管理者は、駐輪場の入口表示板や経路案内板等の設置に努めなければならないものとしします。（努力義務）
- 施設の所有者及び管理者は、入口表示板等を設置しようとするとき、利用者にとって認識しやすい表示になるよう創意工夫を行うとともに、耐久性や安全性の確保のほか、周辺の景観や建物との調和等に配慮したデザインとすることが求められます。

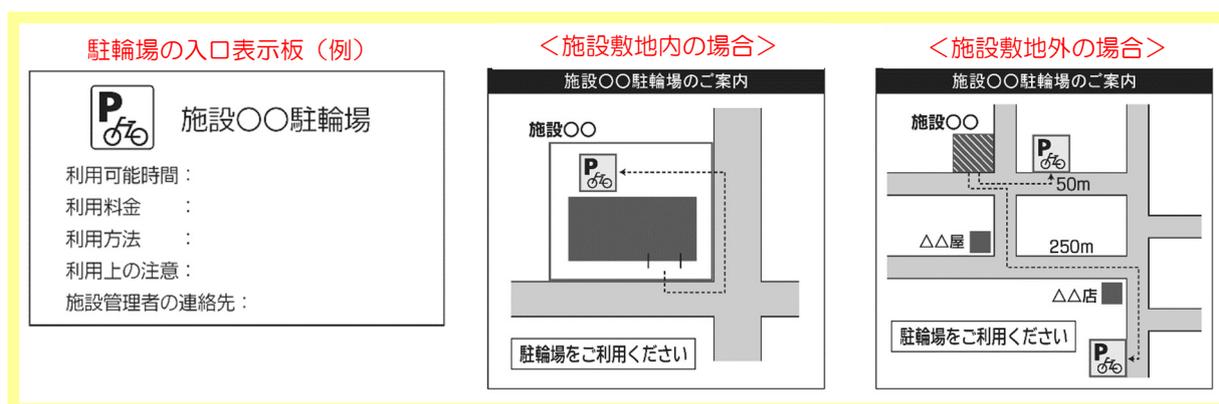


図 6 駐輪場の入口表示板及び駐輪場への経路案内板の一例

(4) 条例等の効果的運用を図るための取り組み（特例措置等）

- 下表4の①とおり、条例等の効果的運用を図るため、「設置義務台数の緩和」に係る規定を新設します。
- 上記のほか、条例等の解説、審査基準及び管理・運用上の特例措置等（下表4の①の具体的な内容及び4の②並びに③を含む）を記載した「手引書」を新たに作成します。

表4 条例等の効果的運用を図るための取り組み（特例措置等）

条例等の効果的運用を図るための取り組み	内 容	備 考
<p>① 自転車等の駐輪需要が著しく少ないと認められる建物の設置義務台数の緩和</p> <p style="text-align: center;">【規定新設】</p>	<p>• 駐輪需要が当該施設の規模に照らして著しく少なく、周辺的生活環境の保全と都市機能の維持に支障がないと市長が認める場合に台数緩和を行います。</p>	
<p>（①の具体的な内容）</p> <p style="text-align: center;">【手引書に記載】</p>	<p>(ア) 公共地下通路等への接続により、公共交通機関の利用が期待できる場合 →「20%」の台数緩和</p> <p>(イ) 施設利用者が公共交通機関を利用する割合が高いことが見込まれる場合や、店舗等面積に対して利用者が少ない場合など、駐輪需要が少ない理由がある場合 →「30%」の台数緩和</p>	<p>• 左記の特例措置を適用する場合は、少なくとも「公共交通機関の利用促進PR」及び自動車利用への転化とならないよう「マイカー通勤抑制」の取り組みを合わせて実施することが条件となります。</p>
<p>② 冬期間における駐輪場の有効活用等</p> <p style="text-align: center;">【手引書に記載】</p>	<p>• 冬期間は自転車等の利用が極端に落ち込むため、建築基準法や消防法等の関係法令等の遵守のもと、駐輪場スペースを有効活用することができます。</p>	<p>• 冬期間の有効活用のほか、利用時間や利用料金等について設定することができます。</p> <p>• 条例の解釈として、冬期間も駐輪場を常に利用可能な状態に管理することを義務付けるものではないことを明確にします。</p>
<p>③ シェアサイクルのポート設置による設置義務台数の代替</p> <p style="text-align: center;">【手引書に記載】</p>	<p>• シェアサイクル事業者との協議により、敷地内（又は隔地の駐輪場内）にシェアサイクルのポート設置を行う場合は、設置義務台数の中にポート数を含めることができます。</p>	<p>• シェアサイクルのポート設置による算入台数は、設置義務台数の1/2を上限とします。</p>

## 5 罰則規定（現行条例と同様）

現行条例と同様に、駐輪場の設置義務等に違反した者に対して、市長は措置命令を行うことができ、当該命令に従わなかった場合は罰則（50万円以下の罰金）が適用されます。

また、条例に基づく届出を行わなかった場合や、市長が行う立入検査の拒否、妨害等をした場合についても、罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。

これらの罰則は、行為者のほか、その事業主にも適用されます。

## 6 施行期日と経過措置等

### (1) 施行期日

改正条例等は、市議会の議決を経て、公布日（令和6年2月～3月）から施行することを予定しています。ただし、下記(2)の条件のいずれかに該当する場合は、経過措置として現行条例による設置義務台数を採用することができます。

### (2) 現行条例による設置義務台数を採用する条件

- ① 施行日から令和8年3月31日までの間に、施設の新築又は増築の工事に着手する場合
- ② 令和8年4月1日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する場合であって、下記のいずれかに該当するとき。

(ア) 施行日までに建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた建築物の場合

（建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第3項）

(イ) 施行日までに告示された都市計画に定められた市街地再開発事業による場合

（都市計画法第4条第1項、都市再開発法第2条第1号）

### (3) 現行条例による設置義務台数を採用する場合（既存施設を含む。）の特例

既存施設も含め、現行条例による設置義務台数より改正後の条例による設置義務台数の方が少なくなる場合は、改正後の条例による設置義務台数を採用可能とします。

表5 設置義務台数に関する経過措置（まとめ）

<p>施行日から</p>	<p>原則として、改正後の条例による設置義務台数</p>
<p>《 経 過 措 置 》</p>	
<p>令和8年3月31日までに着工する施設</p>	<p>令和8年4月1日以後に着工する施設</p>
<p>現行条例による設置義務台数を採用</p>	<p>下記のいずれかに該当する場合に限り、 現行条例による設置義務台数を採用 (ア) 施行日までに建築基準法の規定による 「確認済証」の交付を受けた建築物 (イ) 施行日までに告示された「都市計画に 定められた市街地再開発事業」</p>
<p>●現行条例による設置義務台数を採用する場合（既存施設を含む。）の特例 既存施設も含め、現行条例による設置義務台数より改正後の条例による設置義務台数の方が少なくなる場合は、改正後の条例による設置義務台数を採用可能</p>	